

介護予防・日常生活支援
総合事業費
単位数サービスコード表

(令和8年6月施行版)
島原地域広域市町村圏組合

【R8.6時点】
Ver.16

【R8.6月変更点】

- 介護予防ケアマネジメント介護職員等処遇改善加算追加
- 訪問型・通所型独自サービス処遇改善加算等の細分化

訪問型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード		サービス内容略称	算定項目	合成 単位数	算定単位		
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	(1)1週に1回程度の場合	1,176	1月につき		
A2	2111	訪問型独自サービス11日割	1,176単位 日割の場合	39 39	1日につき		
A2	1211	訪問型独自サービス12	(2)1週に2回程度の場合	2,349	1月につき		
A2	2211	訪問型独自サービス12日割	2,349単位 日割の場合	77 77	1日につき		
A2	1321	訪問型独自サービス13	(3)1週に2回を超える程度の場合	3,727	1月につき		
A2	2321	訪問型独自サービス13日割	3,727単位 日割の場合	123 123	1日につき		
A2	2411	訪問型独自サービス21	(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287	287		
A2	2511	訪問型独自サービス22	(2)生活援助が中心である場合	(一)所要時間20分以上45分未満の場合 179 単位	179		
A2	2621	訪問型独自サービス23	(二)所要時間45分以上の場合	220 単位	220		
A2	1411	訪問型独自短時間サービス	(3)短時間の身体介護が中心である場合	163	163		
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 ロ 1月当たりの回数を定める場合 高年齢者虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算	12 単位減算	-12		
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		(1)1週に1回程度の場合 日割の場合	1 単位減算	-1	
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23	
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	1 単位減算	-1	
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37	
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割		日割の場合	1 単位減算	-1	
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21		(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3	
A2	C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(二)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2	
A2	C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2	
A2	C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2	
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11		イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合 ロ 1月当たりの回数を定める場合	12 単位減算	-12	
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割			(1)1週に1回程度の場合 日割の場合	1 単位減算	-1
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12			(2)1週に2回程度の場合	23 単位減算	-23
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割			日割の場合	1 単位減算	-1
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13			(3)1週に2回を超える程度の場合	37 単位減算	-37
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割			日割の場合	1 単位減算	-1
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21			(1)標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3 単位減算	-3
A2	D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算22			(一)所要時間20分以上45分未満の場合	2 単位減算	-2
A2	D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算23			(二)所要時間45分以上の場合	2 単位減算	-2
A2	D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	(3)短時間の身体介護が中心である場合	2 単位減算	-2		
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算	1月につき		
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算			
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の 12% 減算			
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の 10% 加算	1月につき		
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の 10% 加算	1日につき		
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の 10% 加算	1回につき		
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算		所定単位数の 5% 加算	1月につき		
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5% 加算	1日につき		
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数		所定単位数の 5% 加算	1回につき		
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算	200 単位加算	200		
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	二 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100 単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200 単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算	50 単位加算	50		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270/1000 加算	1月につき	
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287/1000 加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249/1000 加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266/1000 加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207/1000 加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170/1000 加算		

通所型サービス(独自)サービスコード表

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
A6 1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798	1月につき	
A6 1112	通所型独自サービス11日割		日割の場合	59	1日につき	
A6 1121	通所型独自サービス12	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	要支援2	3,621	1月につき	
A6 1122	通所型独自サービス12日割		日割の場合	119	1日につき	
A6 1113	通所型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436	1回につき	
A6 1123	通所型独自サービス22		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447	1回につき	
A6 C211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	事業対象者・要支援1	18	1月につき	
A6 C212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割		日割の場合	1	1日につき	
A6 C213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12		要支援2	36	1月につき	
A6 C214	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割		日割の場合	1	1日につき	
A6 C215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4	1回につき	
A6 C216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22		要支援2	4	1回につき	
A6 D211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	18	1月につき
A6 D212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割		日割の場合	1	1日につき	
A6 D213	通所型独自業務継続計画未策定減算12		要支援2	36	1月につき	
A6 D214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割		日割の場合	1	1日につき	
A6 D215	通所型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	4	1回につき	
A6 D216	通所型独自業務継続計画未策定減算22		要支援2	4	1回につき	
A6 8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の	5%	1月につき	
A6 8111	通所型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の	5%	1日につき	
A6 8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の	5%	1回につき	
A6 6105	通所型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス(独自)を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	376	1月につき
A6 6106	通所型独自サービス同一建物減算2		要支援2	752	-752	
A6 6207	通所型独自サービス同一建物減算3	ロ 1月当たりの回数を定める場合		94	1回につき	
A6 5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合		47	1回につき	
A6 5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算		100	100	
A6 6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算		240	240	
A6 6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算		50	50	
A6 5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算		200	200	
A6 5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算(Ⅰ)	150	150	
A6 5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算(Ⅱ)	160	160	
A6 6310	通所型独自一体的サービス提供加算	チ 一体的サービス提供加算		480	480	
A6 6011	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	事業対象者・要支援1	88	88
A6 6012	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ		要支援2	176	176	
A6 6107	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ		(2)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	事業対象者・要支援1	72	72
A6 6108	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅳ		要支援2	144	144	
A6 6103	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅴ	(3)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	事業対象者・要支援1	24	24	
A6 6104	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅵ		要支援2	48	48	
A6 4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)(3月に1回を限度)	100	100	
A6 4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200	200	
A6 6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)(6月に1回を限度)	20	20	
A6 6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)(6月に1回を限度)	5	5	
A6 6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算		40	40	
A6 6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ワ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の 111/1000 加算		
A6 6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の 120/1000 加算			
A6 6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の 109/1000 加算			
A6 6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の 118/1000 加算			
A6 6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 99/1000 加算			
A6 6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅵ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 83/1000 加算			
A6 6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅶ		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ 所定単位数の 117/1000 加算		
A6 6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅷ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ 所定単位数の 127/1000 加算			
A6 6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅸ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ 所定単位数の 115/1000 加算			
A6 6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅹ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ 所定単位数の 125/1000 加算			
A6 6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅺ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ) 所定単位数の 105/1000 加算			
A6 6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅻ		(6)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ) 所定単位数の 89/1000 加算			

定員超過の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A6 8001	通所型独自サービス11・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798	定員超過の場合
A6 8002	通所型独自サービス11日割・定超		要支援2	59	
A6 8011	通所型独自サービス12・定超	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	3,621	× 70%
A6 8012	通所型独自サービス12日割・定超		要支援2	119	
A6 8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436	× 70%
A6 8013	通所型独自サービス22・定超		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
A6 9001	通所型独自サービス11・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	1,798	看護・介護職員が 欠員の場合
A6 9002	通所型独自サービス11日割・欠		要支援2	59	
A6 9011	通所型独自サービス12・欠	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1	3,621	× 70%
A6 9012	通所型独自サービス12日割・欠		要支援2	119	
A6 9003	通所型独自サービス21・欠	ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1 ※1月の中で全部で4回まで	436	× 70%
A6 9013	通所型独自サービス22・欠		要支援2 ※1月の中で全部で8回まで	447	

介護予防ケアマネジメントサービスコード表

(ケアマネジメントA)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2111	介護予防ケアマネジメントA	介護予防ケアマネジメント費A 事業対象者・要支援1・要支援2		442単位	1月につき
AF	2112	介護予防ケアマネジメントA・高齢者虐待防止措置未実施減算		高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算	438単位	
AF	4002	介護予防ケアマネジメントA初回加算	初回加算A		300 単位加算	
AF	6132	介護予防ケアマネジメントA委託連携加算	委託連携加算A		300 単位加算	

(ケアマネジメントB)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2311	介護予防ケアマネジメントB	介護予防ケアマネジメント費B 事業対象者・要支援1・要支援2		442単位	1月につき
AF	2312	介護予防ケアマネジメントB・高齢者虐待防止措置未実施減算		高齢者虐待防止措置未実施減算 4単位減算	438単位	
AF	4003	介護予防ケアマネジメントB初回加算	初回加算B		300 単位加算	
AF	6133	介護予防ケアマネジメントB委託連携加算	委託連携加算B		300 単位加算	

(ケアマネジメントC)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	2211	介護予防ケアマネジメントC	介護予防ケアマネジメント費C	事業対象者・要支援1・要支援2	442単位	1月につき

(処遇改善加算A・B・C)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位
種類	項目					
AF	5001	介護職員等処遇改善加算A・B・C			9 単位加算	1月につき
AF	5002	介護職員等処遇改善加算A・B+初回加算	介護予防ケアマネジメントA・B+初回加算		16 単位加算	
AF	5003	介護職員等処遇改善加算A・B+委託連携加算	介護予防ケアマネジメントA・B+委託連携加算		16 単位加算	
AF	5004	介護職員等処遇改善加算A・B+初回加算+委託連携加算	介護予防ケアマネジメントA・B+初回加算+委託連携加算		22 単位加算	

【注意点】

令和8年6月から介護職員等処遇改善加算の追加しました。算定する報酬によりサービスコードは異なりますので御注意ください。